

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食物資納入業者登録等に関する要領

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター協議会（以下「協議会」という。）における学校給食物資納入業者の登録に関する事項について、次のとおり定める。

1 学校給食物資納入業者の選定基準

(1) 立地条件

ア 善通寺市・琴平町・多度津町（以下「1市2町」という。）内、又は香川県内（以下「県内」という。）に営業所があること。

イ 製造加工を要する食品については、1市2町内又は県内に製造加工の設備があること。ただし、その地域内で製造加工ができず、又は必要物資の調達が困難な場合はこの限りではない。

(2) 経営規模

ア 確実な資本で経営され、相当額の販売実績のあること。

イ 常時営業を継続していること。

ウ 工場、店舗又は販売所等固定した営業施設を有していること。

エ 仲介営業でないこと。

(3) 信用状況

ア 関係許可官庁の許可証を有していること。

イ 営業経歴が堅実で、経営状況が良好であること。

ウ 食品に関する法律並びに諸規定が遵守されていること。

エ 引き続いて2年以上の経営実績を有していること。

オ 納税義務が履行されていること。

(4) 衛生状況

ア 保健所の食品衛生監視点が81点以上と認められること。

イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ 製造加工及び取扱いがあるものについては、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備、その他衛生管理上必要な設備が完備していること。

エ 物資の保管・輸送において、衛生上必要な設備等を完備しているとともに、十分に配慮した取扱いができること。

(5) 供給能力

ア 調達機動力が十分であること。

イ 指定した期日・時刻及び場所に確実に物資の納入ができること。

2 学校給食物資納入業者の登録申請手続き

(1) 申請手続

ア 募集は、前年度学校給食物資納入登録業者に対して通知するほか、1市2町のホームページ等で周知する。

イ 申請資格は、前項に定める選定基準に適合するものとする。

ウ 登録の申請は、登録年度の前年度の1月において協議会が指定する期間内に行わなければならない。

(2) 申請時の提出書類

ア 登録申請書（第1号様式）。

イ 所轄税務署、県税及び市町税の納税証明書。

ウ 検査証明書及び食品衛生監視票

3 納入業者の選定・登録承認期間及び登録の手続き

(1) 納入登録業者の選定

登録申請のあった業者については、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食物資納入業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議のうえ登録するとともに、登録承認書（第2号様式）を交付する。

(2) 納入登録業者の登録承認期間

納入登録業者の登録期間は、登録申請のあった翌年度及び翌々年度の2年間とする。ただし、追加納入登録業者については、登録申請のあった翌年度の1年間とする。

(3) 登録手続き

納入登録業者には、入札物資について協議会の定める契約書（第3号様式）をもって、指定の期日及び時刻に納入するよう指導する。

4 納入登録業者の遵守事項

- (1) 学校給食物資（以下「物資」という。）の納入については、学校給食の重要性を認識し、物資の品質、価格、衛生管理面等に特に留意し、良心的に契約を履行しなければならない。
- (2) 物資納入にあたっては、下記の点に注意すること。
 - ア 物資は、必ず協議会職員の検収を受けなければならない。
 - イ 品質は新鮮で、良質な食材や食品を納入する。
 - ウ 協議会が指定する納入期日及び時刻を遵守すること。
 - エ 適正な価格で納入する。
 - オ 物資納入について、原則として協議会に提出した入札見本と同等なものとする。
 - カ 物資のパッケージ・表示・規格等に変更がある場合は入札見本を納めること。
- (3) 物資の検収の結果、一部でも不良品（変質、変色及び腐敗等）や量目不足が生じたときは、納入登録業者の責任において直ちに交換又は補充をすること。
- (4) 給食人数や献立変更による発注変更の場合は、原則として2日前までに協議会から連絡するので、納入登録業者はそれに対応すること。
- (5) やむを得ず臨時休校しなければならない場合（気象警報、集団風邪等）は、発注の取消しを求めることがあるので対処すること。
- (6) 納入登録業者の所有する工場及び事務所の施設・設備の衛生管理、家族又は従業員の健康管理には万全の注意を払うこと。
- (7) 正当な理由なく著しく入札見本と相違した物資を納入したとき、品質当の違反及び危険の恐れのある異物混入などの重大な問題が発生したときは、登録取り消しや納入停止措置を課せられても一切異議の申し立てはできない。
- (8) その他、協議会の指示に従うこと。

5 地産地消に係る物資納入業者（生産者）の特例措置

- (1) 地産地消に係る物資等納入者（生産者）の基準
 - ア 1市2町内で農業を営んでいるもの（以下「生産者」という。）で、地産地消運動推進の重要性を認識し、学校給食に必要な物資の調達に協力する者。
 - イ 農業のトレーサビリティに基づき、農産物の生産記録の記帳をしている者。
 - ウ 食に関する体験学習の一環として、栽培した農産物を優先的に学校給食に提供できる団体。ただし、前号に準じた栽培履歴が明確であり、安全であることが確

認できること。

エ 生産者の健康管理が十分に行われ、生産従事者が健康体であること。

カ 協議会が指示した期日及び時刻に、協議会への物資の補給・納入が確実であること。

(2) 登録申請手続き

生産者の登録申請手続きは、次のとおりとする。ただし、登録申請書及び基準登録申請時期等は、本要領第2項の規定を準用する。

ア 募集は、1市2町ホームページ等で一般に周知する。

イ 申請資格は、前項に定める特例措置基準に適合するものとする。

ウ 申請書は、協議会の定める様式とする。

(3) 申請時の提出書類

登録申請書（第1号様式）

(4) 生産者の選定及び登録承認期間

申請のあった生産者については、選定委員会で審議のうえ登録するとともに、登録承認書（第2号様式）を交付する。生産者の登録承認期間は、本要領第3項の規定を準用する。

(5) 登録手続き

生産者には、協議会の定める契約書（第3号様式）をもって、指定の期日及び時刻に納入するよう指導する。

(6) 物資納入生産者の遵守事項

ア 物資の納入については、学校給食の重要性を認識し、物資の品質、価格、衛生管理面等に特に留意し、良心的に契約を履行しなければならない。

イ 物資納入にあたっては、次の点に注意すること。

(i) 物資は、必ず協議会職員の検収を受けなければならない。

(ii) 納入物資については、品質は新鮮で良質なものとし、市場等に出荷するものと同等程度を心掛けること。

(iii) 協議会が指定する納入期日及び時刻を厳守すること。

ウ 物資の検収の結果、一部でも不良品（変質、変色及び腐敗等）や量目不足があるときは、生産者の責任において直ちに交換又は補充を求めることがある。

エ やむを得ず臨時休校しなければならない場合（気象警報、集団風邪等）は、発

注の取消しを求めることがあるので対処すること。

オ 納入した物資の衛生管理上の問題、あるいは危険の恐れのある異物混入などの重大な問題が発生したときは、登録取り消しや納入停止措置を課せられても一切異議の申し立てはできない。

カ その他、協議会の指示に従うこと。

(7) 納入物資の価格決定について

納入物資の価格については、業者入札の落札価格及び市場価格を参考に、生産者と協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この訓令は、平成31年3月1日から施行し、善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運用開始によって行われる物資購入に関して適用される。
- 2 給食センターの運用開始年度については、第2項第1号アの「前年度学校給食物資納入登録業者」は「1市2町の学校給食会等に登録されている業者」と、同号ウの「前年度の1月において協議会が指定する期間」は「別途協議会が指定する期間」と、第3号第2項の「登録申請のあった翌年度及び翌々年度の2年間」については、「登録申請のあった年度と翌年度の2年間」とそれぞれ読み替える。